

# 記入例

## 対馬市預金口座振替納付（変更・取消）申込書（対馬市へ送付）

申込番号

私は、対馬市に納付する市税等を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたので、預金口座規定を確約のうえ申し込みます。  
 なお、市税等に係る過誤納付金が生じた場合には、過誤納還付金を下記預金口座に振り込むよう依頼します。

取扱金融機関承認印

（あて先）対馬市長

申込者は太ワク内をボールペンで強く記入してください。

申込及び承認年月日	年 月 日	取 扱 金 融 機 関	
申 込 区 分	1. <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span> 2. 変更 3. 取消	●●	銀行・金庫 本店 信用組合 対馬 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span> ・支所 農協・漁協 出張所
住 所	長崎県対馬市○○○○○○○○○○番地 TEL ●●● - ●●●● - ●●●●	届 出 印	
フリガナ	ツシマ タロウ	金融機関・店コード ●●●●●●●●	預 金 種 目 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1. 普通</span> 2. 当座 3. 納税準備
氏 名	対 馬 太 郎	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.5em;">対馬</span> </div>	口 座 番 号 ■■■■■■

### 《 ご注意 》

- 口座振替開始は、申込まれた月の翌月納期分からです。
- 金融機関・店コード及び口座番号の数字は、正確に記入してください。
- 納付義務者と口座名義人が異なっても申込み可能です。
- 口座振替開始通知書は、翌月20日頃申込者に送付します。
- “新規”“変更”“取消”申込は、同時に申込みできません。
- 振替日は毎月25日です。ただし、水道料については22日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）となります。

種 目	申 込 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 固定資産税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	翌年度1期		
2 個人市県民税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	翌年度1期		
3 軽自動車税	今年度			翌年度								
4 国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	翌年度1期		
5 介護保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	翌年度1期		
6 後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	翌年度1期		
7 水道料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
8 市営住宅使用料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
9 教職員住宅使用料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
10 保育料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11 幼稚園授業料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
12 下水道使用料	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

納 付 種 目		納 付 義 務 者 名 (カタカナ)																		
1	固 定 資 産 税	ツシマ	タロウ																	
2	個 人 市 県 民 税 (特別徴収分を除く)	ツシマ	ハナコ																	
3	軽 自 動 車 税	ツシマ	イチロウ																	
4	国 民 健 康 保 険 税	ツシマ	タロウ																	
5	介 護 保 険 料																			
6	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料																			
7	水 道 料																			
8	市 営 住 宅 使 用 料																			
9	教 職 員 住 宅 使 用 料																			
10	保 育 料																			
11	幼 稚 園 授 業 料																			
12	下 水 道 使 用 料																			